



みくには  
ハートに愛

# みくに 便り

労働保険年度更新が始まりました。労働保険、雇用保険の内容をご確認下さい。

今年も暑い夏になるのでしょうか。体調を崩されませんようお気をつけください。

2018年5月1日発行 営業時間：平日 8時30分～17時30分  
 連絡先：〒371-0014 群馬県前橋市朝日町三丁目12番20号  
 電話：027-243-5600 FAX：027-224-4393  
 URL：<http://www.e-392.com>

当社HPでは新聞掲載コラム（バックナンバー）や各種セミナーのご案内を随時発信しています。



## 取組みは“今から”！ 「職場の熱中症予防対策」

### ◆熱中症対策は春先から必要！

厚生労働省では、職場における熱中症予防対策の一層の推進を図るため、4月を準備期間、5～9月を実施期間とする、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施しています。

「今から熱中症対策？」と不思議に思う方もいるかもしれませんが、平成29年5月の全国における熱中症による救急搬送人員数は3,401人（厚生労働省「平成29年の職場における熱中症による死傷災害の発生状況（速報値）」）。実は熱中症対策は、春先のこの時期から早くも求められていることなのです。

### ◆オフィス作業でも要注意

「熱中症」というと、屋外での作業が思い浮かびますが、オフィスでの作業に従事する人についても対策が必要です。平成29年の熱中症による救急搬送者について、発生場所ごとの人員数を見ると、「道路工事現場、工場、作業所等」（223人、全体の6.6%）よりも、「住居」（983人、全体の23.9%）のほうが多いのです（前掲資料）。

特に近時は、節電意識の向上により、エアコンの温度設定を高め設定するオフィスが増えています。室内における十分な熱中症対策が望まれます。

### ◆職場の熱中症予防対策

熱中症は、正しい知識を身につけ、適切に対

応することで、未然に防ぐことが可能です。仕事中に適宜、日陰や涼しいところで休憩を取る、こまめに水分補給を行うこと、過度に暑さを我慢しないようエアコンの設定温度に気を配ることなど、十分に従業員に周知していきましょう。

窓に貼ると室内に入る日射を減らし室温の上昇を抑制できる、特殊なフィルムなども市販されています。こうしたグッズも、適宜利用したいものです。

## 5月の税務と労務の手続提出期限

### 10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>  
[公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合>  
[労働基準監督署]

### 31日

- 軽自動車税の納付[市区町村]
- 自動車税の納付[都道府県]
- 健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出  
[年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出[公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日>  
[公共職業安定所]
- 確定申告税額の延納届出額の納付[税務署]

## パートタイマーと有給休暇

Q. パートタイマーを雇用してから、間もなく6カ月が経過しようとしています。正社員には有給休暇を与えていますが、パートタイマーにも働く日数に応じて有給休暇を与える必要があると聞きました。また、週3日働いている方が、週4日働くようになった場合にはどのような対応を取るべきでしょうか。

A. 有給休暇は、6か月間継続勤務し、かつ、所定労働日の8割以上を出勤した場合に与えなければならないとされています。正社員に、有給休暇を与えなければいけないことは一般的に周知されていますが、パートタイム労働者にも、前述の要件を満たした場合には有給休暇を与えなければなりません。

正社員には、入社して6ヶ月の時点で10日の有給休暇を与え、以後1年を経過するごとに勤続年数に応じて1日または2日加えた有給休暇を与えて、6年6ヶ月の時点では20日を与えるようにします。以後、毎年20日の有給休暇を与えることとなります。これに対して、週の所定労働日数が4日以下、あるいは年間の所定労働日数が216日以下のパートタイム労働者には「比例付与」といってその所定労働日数に応じた日数の有給休暇を与えること、とされています。週4日勤務の場合は6ヶ月経過後7日、週3日勤務の場合は5日、週2日勤務の場合は3日、週1日勤務の場合は1日と決められており、勤続年数に応じて増加していきます。たとえ週1日の勤務であっても有給休暇を与えなければなりません。

なお、パートタイム労働者であっても、週の所定労働時間が30時間以上である場合には、正社員と同様の日数を与えなければなりません。

ご質問にあるようなパートタイム労働者の週の所定労働日数が変更になった場合について説明します。有給休暇は、入社6ヶ月が経過した後1年ごとに与えます。これを基準日と呼びます。基準日から1年の間は、途中で週の所定労働日数が増減することがあっても、その都度、有給休暇の付与日数を計算する必要はなく、変更しなくてよいことになっています。次に来る基準日に、その時点に応じた日数を与えます。

現在、労働力不足が問題となっており、パートタイム労働者の活躍に期待が高まっています。平成27年4月から、パートタイム労働者の公正な待遇を確保し、納得して働くことができるようにするため、パートタイム労働法や施行規則、パートタイム労働指針が変わりました。厚生労働省では、パートタイム労働者の働きに見合った待遇、つまり正社員との均等・均衡待遇を推進しています。また、パートタイム労働者がいきいきと働くことができる職場環境を整備するためには、企業の自主的な取組が重要であることから、パートタイム労働者の活躍推進に向けて取り組んでいる事業所に対して「パートタイム労働者活躍推進企業表彰制度」も行っています。